

昭和二十六年二月十二日（月曜日）

## 委員の異動

二月十日委員鈴木文四郎君辭任につきその補欠として高橋道男君を議長において指名した。

本日の会議に付した事件

（教育公務員特例法の一部を改正する法律案（内閣提出）

午前十時五十九分開会

○委員長(堀越儀郎君)　これから文部

文部大臣がお見えになつておりますが、まだ総括質問の希望のかたもおあつたやうでありますから、それと並行して現在逐条審議を進めておりますから、いづれからなりと御質疑があるかたは質疑を許可します。

○岩間正男 署 私はこの前に続いて太  
臣に御質問申上げたいと思ふのであり  
ます。

結局今度の法案で問題になる点は、この第五条の改正の点が非常に問題の、一つになつておるのでありますが、この改正の精神については、これは何ぼ我々が論及しても論じ足りないように思はれるので、これは再三御質問申上げた点であります、この問題をもう少し具体的にする必要があると思うので、何です。それは今度の改正によつて、何回も政府から説明はされたのでありますが、なぜああいうふうに第五条において今までのいわば大学の教職員の既得権であるようなものが非常に狭められて来たか、それに関連して当然具体

いと思います。

○國務大臣(天野貞祐君) 只今おつしやいましたことなのですが、實際この五条というものは、大学が任命権者に對して大学の自治を守らうという趣意から出ておる。これは大学のために作られておるものであります。それが一方に反映して大学教授とか大学の職員を保護するという形になつておるのです。その目指すところは大学の自治、大学の活動というものを主張しよ

たいと思います。

○岩間正男君 これは大学関係者が、大学の機能が十分果せないとおつしやるのですけれども、大学の関係者とはどういう範囲において例証を出しているのですか。例えば大学総長とか或いは学部長、そういうような人たちの責

最初に無理があるではないか、この無理さなければ、あえて与えられた権利だからそれを全部使わなければならぬ、それを濫用しておる人は恐らく一人もないと、こういうふうに私は思うのですが、その具体的な認識について大臣はどういうふうに考えておるかということです。

○国務大臣(天野貞祐君) 私はこれは

○岩間正男君　まあそこところは非

いうことを非常にこれは考えるものであり手。ところがです、例えば具体的に申しますと、現在問題になつておる原田教授とか大山助手、こういう人が東京大学の職員組合の委員になつておる。委員長或いは副委員長の職におる。どういふ点から今度こういう問題にかかつておるかと言いますと、これは私が申上げるまでもなく、一昨年の暮に越年闘争というものが起つた。それで大学の教授が御承知のように全く食えないというような状態が出て来るのでありますから、これを多くの人のために組合の立場から、どうしても基礎的な条件を闘い取る。そうしてそういう要求を貫徹するために、これは当然組合の役員でありますから、これに對しまして事務局長に對しまして団体交渉をする、こういうことが一つやほり今度の追放にされることの大きな原因として、理由としてそういうものを挙げられておる。こういうふうになりますと、私は非常に問題じやないかと思ひます。そうしますと大学のそういう常時職域の生活権を確立する行動、そうしてそれが当然認められたところの団体交渉、こういうようなことを行なつたためにそれが大きな問題になつて来て、そうしてそれが又追放の理由になつて来た、こういうことになりまして、文相が今言われました、大学の機能を果たすということを言われますけれども、むしろ機能を果たすのはどつちであるか、機能というものをこれは抽象的に論じて見てもどうにもならないのであります。若し組合員の要求を代表して闘う、そういうものが弾圧されて、その理由によつて追放に該当するといふようなことになつて来た場合、誰が一体今後そういうような教授や職員の生活権を擁護して、大学の基本的な基礎を確立するために闘うか、むしろ闘う人がなくなつて来る。だから文相自身が今言われましたところの大学の本来の機能を十分に達成するといふことが土台から崩れて来る、こういうふうな点に於いて具体的にどうお考えになりますか。

○国務大臣(天野貞祐君) 大学の使命

といふことについては私は問題ないと思ひます。大学は學問を研究するところである。それが一番の大学の使命です。同時に學生を學問を媒介として指導するといふことが第一の使命で、それについては何も異論はないと思ひます。岩間さんは、使命を達するにいろいろなまだ不十分な点があるといふことをおっしゃいますが、それは勿論あるのです。であるから私も努力していろいろ不十分な点を取除こうとしておるので、その大学の使命を達成することを妨害しておるところの一つの事実が第五条によつて起つて来ておる。だからそれが改まらないと大学の使命を達成できない。併しもつと詳しくは政府委員に答弁いたさせます。

○政府委員(稲田清助君) 只今事例を

お挙げになりました東大のごときでございますけれども、お話のように単に職員組合が国家公務員法によつて認められた程度におさまつていろいろ管理機關に對して陳情し、乃至は交渉するといふことについては、これを妨げることはよくないことだと思つておりますが、具体的に問題になりました人々の行動が、大学の管理機關の見るところ

によりますれば事務妨害であるとか、或いは争議行為の指導といふような点に該当するところがあるので審査の必要あり、こういうことで審査といふことが始つた、こういうのが事実でございます。何も概括的に職員団体の適法な行動についてそうした審査の請求をするといふことは、東大においても他の大学においてもこれはあり得ないことと考えております。

○岩間正男君 これはまあ文部省の得

られておる情報は、主に管理機關のほうから得られておるのですが、實際該當者から、いろいろ文部省はそういう人に會つて話を聞くとか、そういうことをしておられますか。

○政府委員(稲田清助君) 問題は法文

にございますように管理機關が審査を必要とした場合には、何で審査を必要とするかといふことの事由を書面にしたためて本人にも通知いたしておきます。そのしたためられた審査請求をいたしました理由書といふものによつて私も今の事実を申し上げました。

○岩間正男君 だから私は兩者の意見

をよく聞いて文部省はやはり原案を作成する、そういう立法的な措置を講ずる大きな責任を持つておるのであるから、私はむしろ管理機關だけの話を聞いて、大体それが不当に大学の機能を鈍らしておるといふふうな見かたは、非常にこれは軽率であるし、形式的じやないかと思ひます。もつと具体的に調査される必要がある。

それからもう一つは、今申しました

やはり一番何と言つても重要なこの生活権の問題、こういうようなものについて文部省自身も十分でないといふこ

とは認めておられる。それをやはり職場からそういうような声が挙つて来て、そういう要求を貰ふとする、併しなか／＼それが達成できない、そこにはやはり当然これは組合運動の本質としまして、多くの人の生活権を担つておる代表がそのために挺身するといふことになりまして、これは当然熱意を帯びて参ります。併しその行動の上つ面だけを見て、それをそのままも引越したところの原因がどこにあるか、むしろ原因は現在のそういうような大学職員、教授、そういう人たちの生活権が確立されていないといふことです。むしろそれは文部省が大半を負わなければならぬところの問題だと私は思ひます。ところがそのことは問題にされないで、そうして結果そのものだけを見て、そこだけの問題にして来るといふような問題の取上げかたによつて、而も今度は大学のそういう一つの既得権、そうして教授や職員を擁護するといふ既得権が非常に遅延して来るという立法措置をとらなければならなかつた、そのことがわからな

い。こういうふうな申し上げておる

のでありますけれども、そういう点をばつきりこれは文部省としては情報をつかんでおられるのであります。

○国務大臣(天野貞祐君) 私は予算委

員會に招かれておつて退席しなければなりませんから、ちよつと私の考えを申し上げて置きます。この法律そのものが何のために作られたか、そういう点がこの法律にとつて最も重要な点だと思ひます。これは先ほどから申しておりますように、大学が任命権者に対して、自分たちが自由を持ち自治を持つておるといふ大学の立場からこれは

できておるわけなのです。それが阻害されておる。それはどつちから報告を受けたかといふことは、どつちから報告を受けたにしろ、もう六カ月経つても七カ月経つても、少しも進展しないという事実がこれを証明しておることなんですけれども、それでは大学といふものは到底大学の使命を達成できないといふのは明らかな事柄だと思ひます。そういう意味でこれを改めるというところが、大学本来の使命を達成するに是非とも必要なのである。それならば大学の職員はどうだ、これは人事委員會に訴えて行くといふ、そういう基本的な権利の擁護といふ論はあるのですから、それが全然ないといふなら別ですが、そういう論は幾らでもあるのです。この法文本来の精神がどこにあるかといふことから論議をしなければならぬと思ひます。岩間さんはほかにいろいろ悪いことがあるのじやないか、ほかに大学にとつて悪いことがあるから、この悪いことをそのまま置いて行くといふわけには私は行かないのです。少しでも大学の機能を阻害することは、それを取除くといふことが私たちでなさなければならぬことだと思ひます。私はこの間から詳しく述べておるから、岩間さんにはもう少し了解して頂きたいと思ひます。私たちの本當に日本の文化を進めたいといふ精神を私は了解して頂きたいと思ひます。

○岩間正男君 私も了解したいと思

ひますが、了解できないので何回もお聞きしておるわけです。

○国務大臣(天野貞祐君) これは少し

でも大学の事情を知つておる人は、これらの点はみんなが支持してくれる。

これは私は決して党派のことではなくして、党派を超えて、私は大学の事情を知っている人からは支持を受けるといふことを信じておるのです。今日は私はこれから用があるから大変済みませんけれども、又他の機会に一つお願いいたします。

○岩間正男君 大学の自治と言われまされども、これは大学のそのういふ例えは今の問題について輿論調査でもされるとか、それから関係者の、全学投票というようなことでもされたのでございませうか。今大臣は退席されたのでございませうか。これは大臣の接しておられる人は、恐らく総長であり学部長であり、或いは昔の知友関係であり、そういうところから大臣は聞かれると思ふ。むしろ大学にはいろいろ助教、助手、講師という人々もおりましようし、又これは学生もその関係者でないと言ふことはできないのであります。なぜかという、学生は受ける立場、教授を受ける立場としまして、もうすでに成年であり、そういう人たちがこの問題に対して大学の自治の立場から深い関心を持つておるのは当然であるし、望ましい傾向なんです。こういう点から、そういうような人たちの意見を大学は本當に、文部省は調査してはつきりと具體的につかんでおられるのですか。大学自治、大学自治といふことを言いますけれども、誰のための自治か、総長や学部長のための自治であつたならばこれは問題だと思ふ。それではどこに民主主義がありましか。

○政府委員(稲田清助君) 大学管理機関から審査を必要といたしました事由を文部省において見ると是非と見る

かという御質問のように承つたのでございませうけれども、これはどうも任命権者、或いはその下僚であります文部省の者どもといたしまして、その意見は申述べられない、これがこの五條の精神じゃないかと考へるのでございませう。任命権者が大学の審査といふことを前提としないで或いは任免について、懲戒について発動することがいふ。とにかくにもかくにも大学の審査を経た上において任命権者の発動がある。こういう趣旨でございまして、今の事案につきましては、大学管理機関が審査を必要として目下審査継続中であり、審査の結果を得ません。現在において、文部省といたしましてその審査したことが、果してどういふ意味があるのかといふことは申しにくいと思ふ。ただこの法案五條の改正を提案いたしましたのは、大臣からも繰返して申上げておられるように、要するに国家公務員法及び地方公務員法、というのは、公の機関が能率的に運用するといふことがその念願であつて、その意味において制約する点は制約するし、或いは保護するところは保護する、こういう観点に立つて五條を見ました場合、今大臣の話されましたように月に亘り年を経ても大学管理機関の審査が終らないといふことであれば、そういう状態はこれは改善しなければならぬ。そも／＼五條の置かれたのは、本人の申立を聞いて審査を慎重ならしめる、こういう趣旨であるといふ見解に立ちましてこの五條の改正を提案した次第でございませう。

○岩間正男君 私の質問に対する答弁とは思われませぬ。私はこの自治といふものを文相が問題にされましたか

ら、この自治は何ものであるか、大学の総長や部長のこれは自治であるか、或いはもつと広汎な人々を含めて、そういう人たちの世論の結果であるかといふことを私はお聞きしたのであります。文部省としては事由が報告されて、その事由が適當であるかどうかといふ判断、これ以外に述べられない、こういうことを言われているのでありますけれども、成るほど一応そうでありませう。併し本當に文部省はこういうような事態がスムーズに行つた場合はそれでいい、ところがスムーズに行かないで、それが長引いておるといふ現実が起つておる。その現実を一方的な判断で、これは関係者のほうで反對闘争をやるからそれだから悪いのだ、こういうふうな一方的な判断によつてこの問題を処理するのは問題である、こういうふうに申上げておられる。文部省は、大学の機関に申出て民主的に、このような改正が果して正しいかどうか、こういうことを全学の投票によつて見たと見るという方法を、どういふことを指示することもできる、助言をすることもできる、真に内容的な指導をするなら、指導とは言えないまでも、助言をすることもできる、そういうことができるわけでしょう。その上に立つて判断したらどうかといふようなことを私は申上げた。私はこれ以上あなたと議論しても仕方がないので、私が申上げるのはそれだけです。大学の先生を食えないような状態に陥れておつて、こういうような一方において法の改正をやつて、そうしてそのような運動に追ひ込むのは正しいかどうか、この点については何ら根本

的な回答は実はない。大臣のお話では、一方では大学に欠陥がある、そういう経済的な問題についても随分欠陥がある、これについては十分でないといふことは認めておられる。文部省のいうことは認めておられる。文部省のいう／＼な調査や或いは教育審議会が調査した報告書を見ると、歴然と文部省自身も認めている。経済的に欠陥があるといふことは歴然としておる。文部省が今までもあんなに率直にものを言つたことはない、あの点は相當正しいと認めているのですが、そういう事実があるでしよう。そうしてそれが解決が付かないままに放つて置いて、そうしてこのような法の改正をするといふこの意図を総合して判断するとき、そこに非常な大きな問題が出て来るといふことなんです。だから言葉では多く言われましたけれども、行動的にこうするのだといふことについては何の答弁もない。私は一時間近く質問を続行しておるわけでありませう、結局何ら明確な答弁はあり得ない。ただ言葉の綾だけで引廻されておるといふ結果になつて、私は甚だ不満足で、だからこの点は大臣から明らかにしても構はない限りにおいては、やはり私の質問は継続されると考へるのであります。私は時間的許す範囲におきましてこういう問題について私は飽くまで伺ひますが、先に行つてあしまたと言つたつて……単に一つの党派とか何とかいふ問題じゃないです。今後日本の文教がどうなるか、又民主化がどうなるかといふ問題でしょう。私は徹底的にこの問題を明らかにしなければ、私のこの法案に対する責任は明らかにできない。文相がおられないのですから、私の総括質問は中止して置き

たいと思ひます。  
○委員長(堀越俊郎君) それでは逐条の……  
○矢嶋三義君 逐条のほうでもいいのですが、この前、逐条は第十五条と途中でしたので……結局第十五条と第五條の三項から五項までの改正は全く関連するわけですか。どちらでもいいと思ふのですが、これは問題の焦点になるのはどちらですか……  
○委員長(堀越俊郎君) それでは逐条で十五條……  
○矢嶋三義君 関連してあります。さつき大臣にお伺ひしたと思つておりますが、大臣お歸りになりましたので、具體的な事実をお伺ひするわけですから、政府委員のほうで答えさせていただきます。思いますからお願いいたします。大臣は東大とか或いは神戸大学の例を挙げられて、その実情が大学の使命を達し得ない実情に到達しておる、これは大学関係者ならどなたでも十分知つておること、議員諸君は認識が不足である、こういうようなことを言われたわけですが、一体大学の使命を達し得ない実情に來ておるといふ、その実情をもう少し具體的に話して頂きたいと思ひます。  
○政府委員(稲田清助君) 大臣の申されましたのは、要するにこの審議が非常に遅延いたしましたので、月に亘り年を経てもなお解決の曙光も見出せないといふような状態にありましては、行政部門の非常に又重要な人事行政についての能率を阻害すること甚だ大なるものがある、この事實は皆さんも御存じじやないか、こういう意味でお話しなつたのではないかと考へております。  
○矢嶋三義君 審議が遅延した主なる

理由。

○政府委員(稲田清助君) 一つは、この第五条の規定の解釈につきまして、提案の理由にもありますように、いささか疑義があつたせいかも知れないのでありますけれども、従来の規定におきましては、例えば本人は代理人、弁護人を請求することができ、こういう規定がございまして、それが若し本人の利益という観点にのみ立つて考へられれば、何人といへども代理人を次々に本人の請求によつてその審査の場所と呼んで陳述せしめる、或いは参考人につきましても何人でも出せる、又或いは管理機関の出しまし参考人に対して何回となく反対尋問ができる。いわゆる争訟、法廷における争訟形式という方法によりまして、本人が自分の利益を保護することを心行くまでやる趣旨の規定である、こういうふうに解された場合には、これはやはり本人としては自然にそうした請求を繰返すことになりまして、審査は非常に遅延する、こういうふうに考えられるわけでありまして、そういうような点と、それからいまい一つは、先日大臣も申されましたように常に公開しなければならぬということになりますと、この審査が学園で行われる審査でありますので、学生も傍聴に参ります、学内におきまして一部の教職員と管理機関が対立抗争する、その抗争の過程においていろいろあらゆ

る種類の問題について、論議をする、こういうことを教育的に考えました場合には、時として教育上望ましくない場合もあるのではないかと、そういうような趣旨からいたしまして、今回の改正におきましては、大学管理機関が審査する

場合には、本人に対して口頭又は書面陳述する機会を与える。又公開審査その他の手続につきましては、大学管理機関が教育上の見解その他良識によつて適当と認める場合には公する不適当な場合には公用をしない、或いは制限するといふようなことは、大学管理機関自体が良識によつて定めることによつて、この第五条の本来の趣旨を能率的に發揮するように改正いたしましたわけでございます。

○矢嶋三義君 大学から幼稚園までの教職員という者は、その人がその学園内で教育ができないとか、不都合になて来るとかというわけで転任しなければならぬ、或いは教職員として好ましくないから降任或いは免職というような事柄については、教職員であらば、周囲が本当にそういうふうになんが考えて納得しているようなことならば、いろいろ外部から力を加えなくても、教職員という者はみずから自分の出処進退をきめるだけの私は考えは持つてゐると思ふのです。過去の事実においてもそういうことを私は言へると思ふのです。こういうふうに非常に遅延するとか、或いは学内で両派が抗争するような事態に至るといふことは、ここにやはり無理があるのじやないでしようか。私はこの第五条といふものは、やはり大学の教職員は簡単に首は切れないのである、身分は保障されるのだ、大学の自治も学問の自由といふものも保障されるものである。時の流れには左右されずに、学問、學術という立場から一國の学問といふもの、又國の政治の動向といふものを全く純粋な立場から研究し、又意見を發表して行けるような身分は保障する、

簡単に切れない、こういう立場で私はこの第五条は作られたと思ふのです。この際想起しても、戦時中に大学の教授が皆軍部に低頭してしまつた。理科学方面の教授の大会でも、原子核あたりの意見を述べると、今原子核なんかの意見を述べたからといつて、それが今の軍勢力に何の關係があるか、そういうものをもてあそばせてゐるのは日本の學者じやない。あつても國賊のごとく言つて、皆今直ちに軍勢力となるような、いわゆる低級な応用學ばかりに没頭し、その間にアメリカは原子核の研究をして置いて、広島や長崎にどかんとやられて、一時に参つた。こういうような我々過去の反省をするわけにして、そういうことのないように、私は大学の教授の身分といふものを保障する意味において、簡単に切れない、安心して學務に専念させるというふうな意味で私は第五条といふものは非常に存在価値があると思ふのです。それでいろいろ紛糾して、大学の使命を達し得ない事情に來たと言いますが、私は結局これは具體的に言へば、やはりレッド・パージに關係して

いると思ふのです。大学の教授はやはり真理を追求する意欲は非常に旺盛である。学生も非常に理想に燃え、真理を追求する情熱に燃えてゐる。そこに日本の法律で保障されてゐる思想の自由といふようなものが、憲法を別にし、世界情勢とかいふものに流されて、そうしてレッド・パージのような形に來るところに、すべての人を納得させる得ないところ、こういうことが起るのじやないか。若しも日本の国内なり何なりにおいて共產主義を持つてゐる學者がいかにとか、生徒がいかにとい

うならば、別の法律でこれはやるべきであつて、そういう一つの問題を解決する手段としてこういう教育公務員特例法の第五条の一部をビツク・アツプして改正するところに、私は問題があるのじやないかと思ふ。これはこの改正案を見た識者という者は、皆これはレッド・パージに關係がある、それを簡単にやれるようにする仕組と考へられる、こういうふうな考へてゐるわけである。或いは國民としてはそういう意味において了承する人もあるかも知れません。併しそれだけでなく、この第五条第三項から第五項までの改正においては、私は大学の教職員の身分の保障なり、延いては教授の自主性といふ点も阻害されて來て、大東亜戦争に日本の大学の教授が過ちを犯したようなあの前車の轍を又蹈むのではな

いか、こういうことを懸念する意味において、神戸或いは東京だけの事例を以て、僅かそのくらいの例を以てこの非常に民主的な第五条第三項から第五項までの改正をされた理由といふものが、どうしても納得できないのです。そこで私はお尋ねいたしますが、今私の申したことも關係があるのです。が、先ほど大臣の言葉を聞いていますと、東大なり神戸大学の事例に關して、日本の大学には公開審査といふものは絶対にできないのだ、それは全国の大学関係者が皆認めてゐるのだといふような口吻が私はとれたと思ふのです。で局長としては決してこれは公開審査を否定するものではないと、公開審査をやるのが望ましいのだ、と、こゝ言われましたが、大臣の見解と局長の見解も併せて私は公開して頂

きたいと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) 只今のお話の前段にござりました大学の学問の研究の自由を守らなければならぬ、この点につきましては、大臣も繰返しその根底に述べておられますように、文部省、政府側といたしまして、全く見解を一致する問題だと思つております。ただこの学問の研究の自由を維持するに如何なる方法をとつておるかという点につきまして、この教育公務員特例法の現行法につきましても、又改正案につきましても、それは大学管理機関が人事について審査をしなければ、任命権者といへども処分なり懲戒ができないのだといふことによつて、その学問研究の自由、いわゆる大学の自治を確保しようといふところにあるわけでありまして、大学管理機関といふものは、御承知のように大学の協議会について考えますれば、それは各学部の教授から選任せられた学部長であるとか、又各学部において選出された代表教授であるとか、或いは又それ、民主的方法によつて選出された部局長であるといふ者によつて構成せられておる協議会それ自身の構成は、大学の非常に自主的な又民主的な方法によつて構成せられておるのであります。その大学管理機関が大学の自治を守る、こういう点に全般の信頼を與へまして、大学管理機関の審査といふことによつてそうした只今の御懸念のような学問研究の自由が他から妨害されるということ、大学管理機関自体に守らせる、こういう点にござりますので、どこまでも本人が本人の保護といふ立場のみによつてそうした大学の学問研究といふことをその一

点からのみ守るとは考えられないので  
ございます。

それから第二にレッド・ページにつ  
いての関連についてお話になりました  
が、勿論このレッド・ページという言  
葉は、我々その内容をはつきり捕捉し  
得ないのでありますが、いわゆる或る  
政党に属するとか、或る思想を持つて  
おる者に限つて大学から追放するとい  
う意味合いでありますれば、大臣が繰  
返しこの国会において述べられている  
ように、そういう意図は毛頭政府とし  
ても持つてない、又大学長もしばしば  
各大学において声明をいたしておりま  
すように、そういう点はないことだと  
考えております。ただ国家公務員法或  
いは地方公務員法の分限の規定に触れ  
ますような行為のあります者は、  
これは国家公務員、地方公務員として、  
教育職員として適当でない。そうい  
う人々はこれは公共機関から排除しな  
ければならぬ、そういう趣旨である  
わけでありまして、第五条の改正がお  
話のような問題と格別の因果関係を持  
つてゐるとは考えられないのでありま  
す。

それから先ほどこの公開審理の問題  
について大臣の御答弁を私聞いており  
ましたが、公開審理が絶対にできんとい  
う言葉はお用いになつていなかつた  
のじやないかと思ひます。現にありま  
するようないわゆる争訟的色彩を持つ  
てこの第五条が学内において月を経て  
運用せられるということは、これは何  
とかして改正しなければならぬ、こう  
いう意味合いで第五条改正の必要のあ  
ることを申されておつて、絶対に将来  
公開は認めないというお言葉は今まで  
の大臣のお言葉からは私も汲み取れ

ないのでございます。で先ほども申上  
げておるように、公開にするかしない  
かというところは、大学管理機関それ自  
身が良識を以てお定めになれば結構  
だ、こういうふうな考えるのでありま  
す。この点大臣のお考えも別に違ひ  
とはないと信じております。

○矢嶋三義君 局長の先般その大学で  
公開するのは適当である。公開の能力  
があれば公開したらいいのだ、こうい  
うことを申されましたけれども、現在  
ある、第五条の三項から五項までわざ  
わざあるのを改正する法律案を提案さ  
れたり、実情としては、各大学は渡り  
に船で、管理機関は絶対に私は公  
開審理なんかやらないと思ふ。これは  
常識じやないかと思ひます。それと今  
局長のほうからレッド・ページと関連  
がないという非常に上手な説明があ  
つたわけですが、必ずしもそのみと  
関連しなくても、私は現在のようない  
本の激動期においては、この第五条の  
改正というものはやらないほうがよい  
と考える。それについてもう少し申し  
上げますが、そのわけは、そうしてお尋  
ねするのですが、一昨年度の教職員  
について首切りの問題があつたとき  
に、各大学の学長は一つの指示を受け  
たと考えられるのですが、そして非常  
に信念のある、肚のある学長はその指  
示には動かないで、そうして泰然とし  
ておつた。ところがそうでない、若い  
学長さんは、あわてふためいて、辞職  
勧告の何をやらして、そうして途中で  
振り上げた刀が下しどころがなくなつ  
て、非常に困惑したというやうな事象  
もあるわけですね。それが大学の自治  
ですよ。又この地方公務員である教職  
員についても、教育委員会あたりで飛

んでもない整理をやつて、教育基本法  
の第八条にも該当しないし、根拠のな  
いのを多量に整理して、そうしてこれ  
を審査要求されて、審査を、その会議  
も開けないで、未だに開けずにいるよ  
うな事象が各府県にたくさんあるわけ  
なんです。これは今日の日本の置かれて  
おる国際的なこの冷厳なる立場からこ  
ういう事態も起つて来るのかと思ふの  
ですが、そういうふうなこの非常に激  
動期である我が国において、そういう  
行過ぎというやうなものを是正する、  
そういうことのないようにする意味に  
おいても、私はこういう公開審理とい  
うものがあつたほうが、大臣が言われ  
たマイナス面よりもプラスの面が大き  
いのじやないか、こういうふうな考え  
るわけなんです、これからお尋ねに  
なるのですが、そのプラスの面とマイ  
ナスの面というものを、文部当局とし  
てはどういうふうな把握されておる  
か。どうも御説明随分お聞きしたので  
すが、承つておられますという、東  
大と神戸の大学のこの二件だけで、そ  
れのみ非常に気を配られて、そうし  
て小の虫を生かして大の虫を殺すとい  
うやうな点がまあ懸念されるわけなん  
ですけれども、その点は如何であります  
か。

○政府委員(稲田清助君) 只今のお尋  
ねの点につきましては、まあ前回から  
申し上げたわけでございますけれども、  
国家公務員或いは地方公務員の身分保  
障の問題といたしましては、国家公務  
員法の八十九条以下の規定、地方公務  
員法の四十九条以下の規定におきまし  
て、国家公務員については人事院、或  
いは地方公務員については人事委員  
会、或いは公平委員会において処分の

後においていわゆる争訟主義による形  
式によつて十分慎重な公開審理が行わ  
れる。若しその結果処分が非となりま  
すれば、遡つてその処分は取消され、  
不利は救済せられる、こういうわけ  
でありますので、教育公務員につきま  
してもこの二つの規定によりまして十  
分身分保障は徹底しておると思へるの  
でございます。只今のこの第五条の開  
題は、大学管理機関と任命権者との関  
連において、任命権者が事後的な処分を  
しないために、それが実施の前提とい  
たしまして大学管理機関の審査を必要  
とする、その大学管理機関の審査を適  
正ならしめる意味において、一面本人  
の陳述も聞く機会を与える。こういう  
関係になつておられますので、第五条を  
必ずしも本人の身分保障という一点の  
みに解釈はできないので、やはり人事  
に關する行政の能率促進というやう  
な点によつてこれを見ます場合に、  
行政の能率阻害、只今マイナスの部面  
をお話になりましたが、そうした面が  
ありますれば、それは仮に事例が少い  
にいたしましても、立法として、或い  
は適用としてこれは忍びにできない問  
題と考へるのであります。殊に重要な  
人事行政でありますから慎重は必要で  
ございまして、又スピードも必要で  
ある。そういう面において今マイナス  
とお話になりましたが、そうしたマイ  
ナスの面は速かに除去しなければなら  
ないと、我々は固く考へております。

○矢嶋三義君 この公開審理をやるの  
とやらないのと、この二つの場合にお  
いて、大学教授の旧来からあるところ  
の関、学閥、これらの関係はどうでし  
うか。終戦後いまいましい学閥というの  
は非常に解消され、喜ばしい傾向にあ  
ると思ふのですが、公開審理をするこ  
とによつて、私は再び学閥というやう  
なものが人事面に出て来て思ひく  
いのじやないか、こういう見かたをし  
ておるのですが、政府としてはどうい  
うふうな……。

○政府委員(稲田清助君) 人事に關し  
まする処分の一連の経過において若し  
仮りに公開審理、或いは審査というこ  
とが全然ないとなれば、お話のよう  
だと思つておりますが、先ほど申し上げ  
したように事後処分については非常に  
慎重に、而も争訟形式をとつた公開審  
理がともかくも行われておりますか  
ら、事前の審査につきまして公開審査  
を必至とするとは私も考へないの  
であります。殊にその審査をいたしま  
す場所が学園でございますので、学生に  
對しまして教育的配慮というところは非  
常にこの問題について考へなければな  
らんじやないか。単に職員の身分保  
障、個人の主張を十分述べさせるとい  
う一点のみにこの問題を考へ得られ  
ないというふうな私どもは考へられる  
ので。

○矢嶋三義君 私はこの大学の教授と  
いう者は国家公務員であることは勿論  
でありますけれども、やはり私は学生  
の先生だと思ふのです。そういう意味  
で曾ては学園などで蔭から蔭に人事が  
行われておつたのが、こういう公開審  
理ということになれば、教授と生徒の  
関係で、大学生といへば相當の私は常  
識も持つておりますし、見識も持つて  
来る年齢であります。学生がそこにあ  
るといふことが私は審査というものを  
やはり公正に明瞭にして来るのじやな  
いかと思ひます。随分管理機関でやら



併しそれに代るべきものは法制上はな  
いけれども、実質的に事前審査をやる  
ような機関のある郡或いは県は、比較  
的に人事行政がスムーズに行つてい  
ることですね。そういう機関のない所  
は、発令した後に毎年いろいろ問題を  
起し、一度発令をしたのを修正をや  
つておる。その修正する場合に政治家  
まで入つて、非常に人事行政を自主性  
のないもの、不明朗なものにして  
事実があるということも、私は政府委  
員においてはこれは承知して置く必  
要があるだろうと思つて、ここにちよ  
つとその点申上げたのです。以下討論  
になりますので私申上げません。

どうしても大学の教職員に事前審査  
が必要であつて、高等学校以下は教職  
員には事前審査が必要でないという意  
味の御説明には、残念ながら了承でき  
ないことだと思つております。

○荒木正三郎君 私第五号の改正に  
つきましてはその理由を十分納得する  
ことのできない一人でありましたが、特  
に局長の説明によりまして、今度改正  
する理由は、「現行規定が運用上疑義  
を生じやすく、実施上往々支障を生じ  
ますので」、こういう理由が挙げられ  
ておるわけです。運用上どういふよう  
な疑義があるのかという点について先  
ほどの質疑応答を聞いておるのです  
が、その点がなお私には明確になら  
ない。それから実施上往々支障が起る  
という点についても、事件としては  
挙げられて大臣からも説明があつたの  
ですが、その詳細を聞かないと、実施  
止どういふ支障がある、起つてゐるの  
か、或いはこれは手続上まずかつたの  
じやないかというようなことも私考え  
まして、明確でないのですが、できた

私はこの大学の、実施した学長あた  
りの報告なり、そういうものを聞く機  
会があれば非常にいいと思つてゐるの  
ですが、この問題は私はやはり研究の  
自由、思想、言論の自由というものを  
束縛する虞のある改正になるという  
ことを心配して、重要な関心を持つて  
いる条項なんです。運用上どういふ疑  
義があるのか、或いは実施上どういふ  
支障があるのか、もう少し具体的に一  
つお話を願ひたい。

○政府委員(稲田清助君) 他の委員の  
御質問に對しまして只今御質疑の点  
は申上げましたので、繰返す点につ  
きましては御容赦頂きたいと思ひます。  
要するに一言にして申上げますれば、  
教育公務員特例法の性格という点が問  
題だと思ひます。これは地方公務員法  
の第五十七條に、教育職員について  
の特例性に基いてこの法律について  
の特例の制定を許す、但し地方公務員  
法の第一條の精神に反するものであつ  
てはならない、同様な規定が国家公務  
員特例法でもございまして、又教育公  
務員法、或いは地方公務員法と矛盾  
する範圍においてはこちらのほうが弱  
いのだという趣旨のものがございま  
す。それらのものから考えますれば、  
要するにこの教育公務員特例法の各条  
文は、或るかたが申されましますよ  
うに本人の身分保障、或いは利益保護  
という点にのみ解釈ができないのじ  
やないかと思ひます。この五條の解釈  
の一点からこれを解釈いたしますと  
ば、現行法規にありましますように本  
人は代理人、或いは参考人を請求して  
その陳述をしてもらうことができる。

これは本人の利益から考えまして制限  
すべからざるものであるという解釈に  
立ちますれば、何人といへども代理人  
を出廷せしめ、或いは証人を喚び、又  
本人自身も陳述を繰返すことができ  
る、こういうことになりまして、それ  
を制約することが五條の精神に反する  
という解釈になりますれば、これは自  
然この五條の審理というものは選延日  
を久しうするものになつて来る、そ  
ういふような關係から考えますれば、又  
この公務員法の第一條の趣旨に顧みま  
すれば行政の能率、人事行政といへど  
も慎重を期すべき行政の部面でありま  
すので、とにかく能率ということが第  
一にその目的となる、そういう点にお  
いてこの五條というのが要するに任命  
権者と大学管理機関との關係を規定し  
たしまして、大学管理機関が管理機関  
の良識によつて大学の自治を任命権者  
その他から守るという趣旨を明らかに  
する必要があるのではないか。五條の  
解釈のあいまいさ、行政の運営が阻害  
せられておるといふ事實を見ますと  
ば、改正を必須とするというのが私  
どもの考えでございます。

○荒木正三郎君 今代理人の例を挙げ  
て、代理人を出して、そうして審理の  
日を無限に延期することができるとい  
うあいまいさがある。そうであればそ  
の点だけをどういふことのできないよ  
うにすればいいのであつて、今度の改  
正案の中にも「参考人の出頭を求め、  
又はその意見を徴する」ということが  
ありますが、これは参考人を幾人でも  
出して無限に遅らすことができるので  
す、そういう解釈をすればそれは取  
扱上どういふことがないようにして行  
けば、別に疑義がないのじやないです

か。

○政府委員(稲田清助君) 今度の場合  
は、根本の趣旨とするところは、大学  
管理機関がその良識によつてこの審査  
を運営して行くという点にあるのであ  
ります。証人、或いは代理人の喚問  
につきましても、本人からも請求もで  
きましようけれども、この条文とい  
ましては、それを決定いたしましたし  
て、実際にそれを認めるのは、第四項  
によつて大学管理機関であります。そ  
の点において現行法とは違ひので  
す。

○荒木正三郎君 いやその点はです  
ね、弁護人をたくさん呼んで困るとい  
うのだつたら、弁護人を二名とか、三  
名とか、限定したらその弊は避けられ  
ると思ひます。

○政府委員(稲田清助君) 御言葉の通  
りでございます。今度の改正におい  
てはそういう点を明らかにいたしまし  
て、証人や参考人を呼ぶのは大学管理  
機関が決定するという趣旨を明らかに  
いたしまして、現行法におきましては本  
人がそういう代理人、参考人を呼んで  
陳述させることができるというやうな  
文面に解釈せられますので、非常にこ  
の点を本人擁護主義に解釈いたしま  
すれば大学管理機関といへども制限を  
し得ないというところに解釈せられる点  
を改めたのであります。

○荒木正三郎君 それじやもう一つだ  
け、私は改正する前の現行法のほうが  
いいと思ひます。弁護する場合に本  
人の立場をよく知つてゐる本人から、  
その参考陳述をする人を選ぶほうがよ  
う合理的だと思ひます。大学管理機関  
が本人の意同によらないで自由に参考  
人を求めるといふことであれば、これ

私は一方的になつて本當の参考にな  
らないと思つております。

○政府委員(稲田清助君) 只今の点  
が、この五條の解釈に當りまして、こ  
れをいふゆる争訟主義によつて第五  
條を解釈するか、或いは職問主義によつて五  
條を解釈するか、その立脚点によつて  
説の分れるところであらうと思ひま  
す。第五條は人事委員会、公平委員  
会、或いは地方の人事委員会、或いは  
公平委員会における規定と非常に内容  
が似ております。似ておりますけれ  
ども、根本の精神は私違ひだらうと思  
ひます。このいふゆる事後処分における  
審査につきましては、一方において処  
分した者があり、処分された者があ  
る、それを第三者的立場において公平  
委員会、人事委員会が裁くと、こうい  
う恰好でありますので、いふゆる争訟  
主義というやうな形に解釈いたしまし  
て、その審理はいふゆる争訟法廷にお  
いての審理と同じやうな意味合いにお  
いて行い得るものだと考えておりま  
す。ただこの五條におきましては、審  
査を必要と考えた者と、その審査をす  
る者が大学管理機関それ自身であり  
ます。従つてここにおいていふゆる第  
三者的立場において裁判するといふよ  
うな形は、これはとり得ない。なぜ  
それではここに証人を呼んだり代理人  
を呼んだりするやうなことがあるかと  
いへば、審理を必要とする者それ自身  
が、審理に對して必要な限度において  
どういふことをやればいいのじやない  
か、要するに行政部門においてこうい  
う争訟關係の形態を一部借りておりま  
す。一部借りておりますけれども、飽  
くまでもこれは行政行為でありますか  
ら、第一條にありましますように、行政の

能率という点を考えなければいけないという点の意味合いからいたしまして、一部借りておりますが、それは行政行為の非常な例外であり、例外規定は極力制限的に解釈しなければならぬという法律の原則から見ても、この形がたとえ争訟形態に似ていても、これはたまたま、それを非常に広く解釈いたしますことは、行政関係の法規である本質を失うものだという観点に立ちまして、この改正法を提案したわけであります。

○荒木正三郎君 大学管理機関が、この教授はよくないということと免職処分にするという場合を仮定したとき、大学管理機関が参考人の出頭を求めるという場合に、これは一方的になると思ひます。というのは管理機関が参考人を呼ぶ場合は、やはり管理機関の都合のいい意見を持つておる者を呼ぶという虚れがあります。従つて本人の立場を十分に弁護し、陳述するという公平の機会が失われるのではないかと、このことを心配するわけです。従つてこれは本人の立場から陳述してくれる参考人の意見を聞かなければ、公平な判断ができないのではないかと、ふうに思ふわけなんです。それが行政法とか何とかどういふ関係になるか知りませんが、それは現行法のほうが結局うまく行つておるのではないかと思ひます。ですからこれを改正する理由というものは私には明確にわかりません。

○政府委員(稲田清助君) 只今のお話によりまして、第五条の段階において、大学管理機関と、それから問題になつております本人という者が全く相対立して、対峙しておるといふ前提に

立つての考えだと思つております。これは事後審査におきましては大学管理機関、任命権者をひつくるめて、本人と対立関係に立つておるわけです。その場合におきましてはお話のように争訟主義によつて本人の利益をどこまで救済する方法をとるのが適当だと思つております。第五条の段階におきましては、大学職員の内閣から選ばれた大学評議会が、大学の自治を、大学の權威を、大学の利益を任命権者に対して擁護する意味において審査をいたすのでございまして、その前提において管理機関と審査せられる者とが対立関係にあるという観点からこの五条をお読み頂きますと、その点が第五条の精神と私どもの見解では相反して来るのではないかと思ひます。

○岩間正男君 ちよつと関連してお伺いしたいのですが、大体何ですか、今の稲田局長の説明だけ聞いていますと、何だか辻褄が合つていないやうで、それで如何にも尤もらしく聞える。併し問題は、私は果してこの文部省当局が、具体的には或いは東京や神戸の実態をどれだけ掴んでいるか、その点については何ら……情報を知りて見ますと、著しく一方的な管理機関、そういう立場からしか聞いていない。だからこの問題は本当にもつと十分に実態が把握されなければ、果して今度の改正がいいか悪いかわからない。大体管理機関が今度の公開審査の問題を、十分に正しく民主的に一体運営なんかしたかどうかというやうな点についても非常に問題があります。この管理機関の構成そのものが、果して真に民主的になつてゐるかどうか。一方において非常に一方的に

運営されるというやうな点……な事例を我々は又聞いておる。そういう点から考へて、これは実態が把握されないで、ここで一つの架空なものとして論議をする。私はこの法案そのものは現実に即応することができないと、こゝういふふうに思ひます。だから当委員会においても、これは一つの私の提案でありまして、これはどうしようか、管理機関の中に、これは殊に該当して現在審査を受けている立場、或いは学生諸君の立場もあるでしょう。それから大学のそういう関係者、こゝういふやうな人たちの、むしろこれは参考人の出頭を求めて、果して両者の言ひ分はどうかというところにあるか、実態はどうであるかといふことを我々はつきりつかまなければ、この法案の問題に我々は十分タッチできません。こゝういふふにさへ思ふのであります。更に問題になつて来ると思ふのは、この法案の説明が如何なる美辭麗句を以てなされようとも、現実に一般に今、日本の置かれてゐる立場、更に一昨年あたりから進められて来ておるところのこの進歩的教員の追放の問題、それが十分にできない、そのための法的措置であるといふことは、これは紛れもない事実であると思ふ。こゝういふことから大きな関心を持つて、それでこれに對してこゝういふことが日本の学の自由、大学の自治、こゝういふやうなものを今後、更にそれだけじゃなくて、これは日本の将来に對してどれだけ大きな影響を持つかといふことを多く心配しておる。こゝういふ諸君があるのですから、こゝういふ問題をやはり我々は等閑に付して、そしてこゝの問題を単なる一つの法理論ややういふもので形式的

にこれは処理したならば、全く責任は十分に負ひ切れなかつたと思ふのです。従つて私は一つの提案でありますけれども、両者の言ひ分を聞いてもらひたい。果して本當に長引かしたのはいかに、管理機関であるのか、或いは審査を受けておる人々であるか、それからその方法はどうかであるか、やういふ方があるか、具体的な民主的に運営されたかどうか、これが両者の言ひ分であると思ふ。我々はこれに對して公正な判断をすべきやうならん。それから今問題になつてゐるレックス・ページとの関連において、こゝういふ問題がある。こゝういふやうな問題について当委員会でも十分に説明をすべきやうに思ひます。我々はこれに對してはつきりした見通しが持てないでこれに賛成することはできません。現に稲田局長の説明やら天野文部大臣の説明では、すでにこれは架空の事実になる。具体的事実が文部省において一般的に調べていないといふことを聞いておる。例へば学生側と會つてゐるか、或いはそういう者の意見について聞いておることがあるのかどうか。或いは實際一番いいのは、今これに對して審査を受けている立場の人を呼んで、そういう事態を本當に究明したいのである。言ひ分を聞いたのか、あるとすればはつきりするやういふ具体的な情報を知りたい。

○政府委員(稲田清助君) 今実態把握の問題であります。先ほど岩間委員からの御質問は、こゝういふ職員組合の行動といふものは、岩間委員の御見解では適當なものである。これを一体問題にして審査をしてゐるということについてと考へるか、非と考へるかといふ、こゝういふお話であります。それはこの五条といふものは、任命権者がお先走つてこれは判断してはいけません。大学管理機関が審査をしなければ、任命権者は出られない規定でありますから、未だそれらに對する文部省としての見解は披露できない、こゝういふ意味で申上げたのであります。他の意味での実態、遅延して日を送つて、審理がまだ何ら解決の曙光に至つていないという事実、如何なる事由を以てこの審理が始つたか、それについて如何なる論議がその経過にあつたかといふ、まあ審理調書のようなものはよく我々読んでおります。従つてそれらのプロセスについての実態は十分文部省が把握いたしましたして、それによつてこの改正を必至と考へて提案いたしました次第であります。

○岩間正男君 まあさういふものについて我々は実は文部省は出し惜しみをしておるのではないでしようが、聞かされてゐない。文部省は、どういふ根拠においてどうなつたか、この点も必要であります。我々自身の身を以て、文部省の感覚でなく、我々自身の感覚で以てこれは見ることが今や必要になつて来ている。どうも臭いものに蓋をするといふやうな感じがしてしやうがない。それと一方これをむしろ文部省の立場としたら、審査を受ける立場を保護する立場が本當だと思ふ。ところが逆に、これは審査をする立場が非常に擁護されて答弁されてゐる。これは速記録を調べて見ればわかる。あらゆる場合においてそだ。一遍だつて審査を受ける立場によつて答弁されたことがない。こゝういふ事態から見てもはつきりしてゐる。我々はさうい

う文部省の一つの感を以てこの事態を処理することはできないのであります。原案が作成されて提出されておりますけれども、これを判断する大きな資料としてこれは十分でないかも知れませんが、この委員会として、はそういう機能を尽して頂きたい。こゝういふふうな委員長に提案して置きます。是非やつて頂きたい。

○委員長(堀越健郎君) ほかに御質疑ございませんか。

○岩間正男君 今のことを踏つて頂きたい。

○委員長(堀越健郎君) これは理事会でやります。

○若木勝蔵君 先ほどの稲田局長の説明を聞いておきますというのと、とにかく五条は、これは大学管理機関が任命権者に対していわゆる教授の身分を守る立場にある、こういうふうな御説明であつたように思ひます。そういうふうであるならば、却つてこれを改正しない、このままに置いて置くほうが本当でないか。任命権者に対してそうして大学の自治を守り、教授を守るという立場であつたならば、一体この教授を守るという立場を公開審理なんかというふうなことをやらないで、なぜ改正したか、その点を伺いたい。

○政府委員(稲田清助君) 又前回は繰返すことになるわけでありましてけれども、身分保障として本来国家公務員法、地方公務員法、教育公務員特例法の三法がまゝ所期いたしましたことは、処分のありました場合に、被処分者と処分者と相対した形においてそれを公平委員会或いは人事委員会或いは地方の公平委員会が裁く、こゝで目的を達成することを考えております。

す。事後の処分でありまして、若し処分が間違つておれば済むは完全にせられるわけでありまして、今五条を設けましたことは、任命権者が大学の教職員に對しては審査処分ができない。一応大学管理機関の審査を必要とする。その大学管理機関の審査というものは、勿論公平、慎重は必要でございますけれども、行政部面の一環として一定の能率とスピードを必要とする。そういう意味において臨時的な規定を改正いたしました。本来の五条の置かれた趣旨を明らかにしたい、こゝういふ余願でございます。五条を必らずしも本人の利益保護という一点にのみ解釈し得ないことは、国家公務員法及び地方公務員法、教育公務員特例法、それ自体の性格によつて考へるほかないわけでありまして。

○若木勝蔵君 今の御説明を聞きますと、能率とかスピードとかいうふうなことによつて方法をいろいろふうにしなさい、私は何うのでありますか、それでいいでしょうか。

○政府委員(稲田清助君) 守るところは国家公務員法、地方公務員法のそれぞれ事後の審査において十分守り得る。この五条のほうは、大学管理機関が大学の自治というものを擧げて任命権者との関係において立つ問題で、大学管理機関というものが何れも大学から離れた立場であつて、本人と対立抗争の立場にあると解釈すべきものではない、ではないか、こゝういふ趣旨であります。

○岩間正男君 個人的な問題だといふふうにはこれは把握されておりますが、説明はさつきから何回も言われておりますが、納得できません。個人の間の問題と擧がつてゐる、個人の生活権の問題でもあるけれども、例えば今度の問題なんかは、職員組合の執行委員長であり、副委員長である。そういう立場の多くの人に要がかりを持つてゐる。単にそれだけでなくて、日本の今置かれてゐる学部の自由をどうするか、こゝういふ問題と擧がつてゐるものであります。單的に一人という、個人という形で現れておられますけれども、こゝういふ形の説明だけでは問題の把握が非常に不十分でないか、こゝういふふうに思ひます。

○矢嶋三雄君 稲田局長は、教育公務員特例法で、国家公務員法並びに地方公務員法の特別として設けるというその第五十七条の「その特別は、第一条の精神に反するものであつてはならない。」それで国家公務員として、地方公務員として盛んに能率的にスピードを擧げなければならぬ、そこにどこを刺していらぬ。そこには民主的かつ能率的に運営するところがあるので、我々と政府委員の質疑の間に食い違ひのできるの、どちらにより以上ウエイトをかけるかといふところに食い違ひがあるわけ、政府委員の説明を承つてゐると、全く能率的のそこだけにウエイトをかけて、我々が民主国家の建設という立場から、民主国家といふところに相当ウエイトを置かれてゐる点は無視されてゐるのです。その点どうなんですか。

○政府委員(稲田清助君) 決して民主的を無視いたしてゐるわけではございません。要するに大学管理機関が任命権者で、大学とは縁なきものであります。ならば、而してその構成なるものが

天降りのに構成せられるものであるならば或いはおかしいかも知れません。先ほど申し上げましたように管理機関の構成は、各学部で選任せられた各部長と、学部教授会で選任せられた代表教授と副部長とで成り立つておりますが、それ自身民主的構成であり、大学それ自身の機関である。従つて今の制度を考へます場合に、こゝうして構成せられた代表機関といふものの運営を非民主的だとは考へられないのであります。

○委員長(堀越健郎君) それでは本日はこれを以て散会いたします。明日は地方行政と連合委員会を開きます。明日更に十五条から質疑をいたします。散会いたします。

午後零時二十九分散会

出席者は左の通り。

委員長 堀越 儀郎君

理事 加納 金助君  
成瀬 勝治君  
若木 勝蔵君  
木内キヤウ君

委員 荒木正三郎君  
梅原 眞隆君  
高良 とみ君  
矢嶋 三義君  
岩間 正男君

國務大臣 天野 貞祐君

政府委員 文部大臣 相良 惟一君  
官房會計課長事務代理 稲田 清助君  
文部省大学 學務局長 関口 隆克君  
文部省調査 普及局長

事務局側

常任委員 石丸 敬次君  
会専門員 常任委員 竹内 敏夫君  
会専門員

二月十日本委員会に左の事件を付託された。

一、旭川市春光小学校校舎敷地に旧第五部隊馬場買収等の請願(第二七九号)

一、教育財政確立に関する請願(第二八六号)

一、幼稚園の国費設置に関する請願(第三三七号)

一、職業教育法制定に関する請願(第三六一号)(第四六三三三)

一、九州大学医学部附属病院の看護婦増員に関する請願(第三八三三三)

一、ニユース、教育映画事業の保護助成に関する請願(第三九二二二)

一、標準教育費法制定に関する請願(第四一一号)

一、結核教職員の身分保障に関する請願(第四一二二)

一、六・三制施設費国庫補助増額等に関する請願(第四八三三)

一、職業教育法制定に関する陳情(第七九号)(第九三三)

第二七九号 昭和二十六年一月二十七日受理

旭川市春光小学校校舎敷地に旧第五部隊馬場買収等の請願

請願者 北海道旭川市春光小学校 校内 小田桐清美

紹介議員 木下 源吾君

旭川市春光小学校は、昭和二十二年旧軍用建物を利用して開校され、その環境は非教育的なため、校舎新築を要望

し、市議会、市長、助役、教育課長等の損害も数度におよび、新築の必要を認められていたが、いまだその決定に至らないから、現春光小学校前田第五部隊馬場を学校敷地として買収して、昭和二十六年四月開校をまつて校舎を新築せられたいとの請願。

第二八六号 昭和二十六年一月二十七日受理

教育財政確立に関する請願  
請願者 愛知県丹羽郡扶桑村大字高雄 沢本敏之亮外  
二十三名

紹介議員 成瀬 喬治君  
さきの地方税制改革によつて、義務教育に對する国庫負担が廃止されたため、地方自治体財政に大きな比重を占めて、その結果地方の文教諸施策は予算面より実施不能に陥ることとなるから、憲法に保障されている義務教育費全額無償の精神を生かし、国費による義務教育費保障の措置を講ぜられたいとの請願。

第三三七号 昭和二十六年一月二十九日受理  
幼稚園の国費設置に関する請願  
請願者 岐阜県多治見市議會議長 長谷川亮三  
紹介議員 古池 信三君  
学校教育法にも幼稚園を學校とする規定があるにもかかわらず、政府は幼稚園に對する補助施設をならなされてない。しかして、国民教育中幼時の教育は最も重大であるから、幼稚園の国費設置をすみやかに実施せられたいとの請願。

第三六一号 昭和二十六年一月三十日受理  
職業教育法制定に関する請願(十二通)  
請願者 長野県上田市原町五、七八七社団法人上田商工會議所会頭 伊藤伝兵衛外十一名  
紹介議員 木内 四郎君  
職業教育に對する国家ならびに地方公共団体の任務を明らかにして、この教育に對する指導と助成の万全を期するとともにその重要性を確認して、国民的協力を促進する目的をもつて職業教育法を制定せられたいとの請願。

第四六三三号 昭和二十六年二月三日受理  
職業教育法制定に関する請願(二十通)  
請願者 長野県北佐久郡横島村横島村農業協同組合長 理事 片桐貞種外十九名  
紹介議員 木内 四郎君  
現行の教育制度は、普通教育を偏重しているため、職業教育の発達はいちじるしく遅れている。しかるに日本の再建は産業貿易の振興にまづことが極めて大きく、その基盤になるものは職業教育であるから、職業教育に對する国家ならびに地方公共団体の任務を明らかにし、この教育に對する指導と助成の万全を期するため、職業教育法を制定せられたいとの請願。

第三八三三号 昭和二十六年二月一日受理  
九州大学医学部附属病院の看護婦増員に関する請願  
請願者 福岡市九大医学部第一内科内 小坪カノエ外  
四百二十二名  
紹介議員 藤原 道子君  
大学病院では、患者の診療ばかりでなく、若い医学生徒の教育実習研究等が行われるので看護婦の多大な努力が要望され、また重症患者を扱う関係上大手術が多く、看護婦の使命は極めて大きい。しかるに九州大学は、常時千余名の入院患者と六百名の外来患者を収容しているにもかかわらず、看護婦は僅か二百二十名しかいないため、充分な看護ができないばかりでなく、疲労から看護上の過誤を起すおそれがあるから、九州大学医学部附属病院の看護婦定員を増員するよう必要な措置を講ぜられたいとの請願。

第三九二二号 昭和二十六年二月一日受理  
ニユース、教育映画事業の保護助成に関する請願  
請願者 東京都港区芝西久保樓川町二六 森脇達夫  
紹介議員 金子 洋文君  
昭和二十四年五月六日当時のニユース、教育映画五社協議会より明細なる資料を添えて苦境にあるニユース映画、教育映画事業の保護助成の件に關し、請願したところ幸にして採択となり内閣送付となつた。従つて当時何らか具體的な保護助成手段がとられるものと期待しておつたところ何らの処置もとられず打ちすてられたまま今日に至つた。そのために当時五社協議会の一員である新世界映画社は遂に解散のやむなきに至り、日本漫遊映画は作業停止の状態におちいり、理研映画、日本映画、東宝教育映画はいずれもいちじるしい窮境にあるから、すみやかに右採択の趣旨を実現せられたいとの請願。

第四一〇号 昭和二十六年二月二日受理  
標準教育費法制定に関する請願  
請願者 福島県相馬郡大野村佐藤勇外四千四百八十名  
紹介議員 鈴木 直人君  
義務教育に財政的裏付けをして、教育を安定し、PTA等の負担を軽減せしめるために標準教育費法を制定されたいとの請願。

第四一二号 昭和二十六年二月二日受理  
結核教職員的身分保障に関する請願  
請願者 千葉縣松戸市高塚新田一八八国立松戸療養所内 上野義雄  
紹介議員 片岡 文重君  
さきに結核教職員は、特殊事情を加味して免病後三年現職であつたものを法の制定後不当にも休職二年に改正されたが生涯を教育にささげ結核に倒れた教職員の生活、身分を保障することは文化国家として当然であると思われから、結核教職員現職を三年に復帰せられたい。

第四八三三号 昭和二十六年二月三日受理  
六・三制施設費国庫補助増額等に関する請願  
請願者 鳥取県庁内鳥取県教育委員会内 佐々木顯一外一名  
紹介議員 中田 吉雄君  
義務教育完成のため六・三制施設の整備に努力してきたが国庫補助額が僅かに生徒一人当り〇・七坪以下の不足を補うにとどまり、朝鮮動乱を機として

建築費はいちじるしく高騰し、一方市町村財政はまさに、この渦にひんし、新学制発足以来五年を経過した今日もなお最低教室数すら充足できない実状であるから、(一)六・三制補助費を増額すること、(補助対象の基準坪数を生徒一人当り一・二坪まで確保)、(二)既成年度の認定外建築に對し補助すること、(三)補助対象を老朽、腐朽校舎および屋内体操場にも適用すること、(四)補助額以上の起債を認可すること等の処置を講ぜられたいとの請願。

第七九号 昭和二十六年一月二十七日受理  
職業教育法制定に関する陳情(七通)  
陳情者 長野県上水内郡水内村新町長野県厚岸高等学校PTA内 清水昌司外六名  
職業教育の拡充強化は、わが国の産業貿易振興上極めて重要であるが、現行の教育制度は、普通教育にかたよりすぎて職業教育をないがしろにしている傾向があるから、職業教育に對する国家ならびに地方公共団体の任務を明らかにして、この教育に對する指導と助成の万全を期するため、職業教育法を制定せられたいとの陳情。

第九三三三号 昭和二十六年二月二日受理  
職業教育法制定に関する陳情(三通)  
陳情者 長野県上伊那郡東筑輪村農業協同組合専務理事 金沢儀作外二名  
この陳情の趣旨は、第七九号と同じである。